

美しきまちづくり環境条例（素案）

美唄市のみどり豊かな美しい自然環境は、四季折々の変化に富み、私たち市民に安らぎを与えてくれる貴重な財産であります。

一方、私たちの生活は、生産性の向上や利便性の追求の結果、飛躍的に豊かになる反面、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会現象を生み、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模的で様々な悪影響を引き起こしています。

私たち市民生活の基盤となる環境は、決して無限のものではありません。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、限りある環境を良好なものとして、次世代へ継承する責務があります。

このため、私たちはそれぞれの責務を自覚し、協働により環境の保全及び創出に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、ここに「美しきまちづくり環境条例」を制定します。

（解説）

前文では、美唄市の美しい自然環境 環境への影響が増大していること この美しい自然環境を次世代へ継承する責務 各主体の責務と環境負荷低減の必要性を認識し、環境の保全及び創出に取り組むことを宣言しています。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする、健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の創造と、美しきまちづくりの実現を図ることを目的とします。

（解説）

美しきまちづくり環境条例の最終目的は「健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会への創造と、美しきまちづくりの実現を図ること」であり、そのために各主体の責務を明らかにし、環境の保全と創出に努めることとします。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 美しきまちづくり 清潔でみどり豊かなまちづくりをいいます。
- (2) 市民 美唄市内に居住し、または住所を有する人のほか、通勤・通学等で市内に滞在する人をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- (5) 公共施設等 公共の用に供する建物のほか、道路、公園、緑地等広く市民が利用する施設をいいます。
- (6) ポイ捨て たばこの吸い殻、紙くず、空き缶等を回収容器以外の場所に捨てることをいいます。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいいます。
- (8) 空き地等管理者 空き地または空き家の所有者、管理者及び占有者をいいます。
- (9) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に規定する自動車、原動付自転車及び軽車両をいいます。

(解説)

ここでは、この条例で用いる言葉の意義を定めています。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて積極的に取り組みます。

市、市民及び事業者は、協働により環境の保全及び創出に取り組み、豊かな自然環境を次世代へ継承します。

2 市、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し、協働による環境に配慮した美しきまちづくりの取り組みに努めます。

(解説)

「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」と「環境の保全及び創出に取り組み」と「環境に配慮した美しきまちづくり」を目標として掲げています。

(市の責務)

第4条 市は、美しきまちづくりを推進するため、日常生活において環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、市民の意見を適切に反映して、健全で良好な環境の確保と環境美化を促進するよう環境の保全及び創出に努めます。

2 市は、美しきまちづくりを推進するため、市民及び事業者の協力を求め、環境保全及び創出に関する知識の普及及び啓発に努めます。

(解説)

市が環境への負荷の少ない循環型社会を目指すため、良好な環境の確保と環境美化を促進するよう環境の保全及び創出に努めるものとします。

第2項は、市が実施する施策についても各主体が協力する責務があることを規定し、市は環境に対する知識の普及・啓発に努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、美しきまちづくりを推進するため、日常生活において環境に配慮した取り組みに努め、市が実施する施策に協力するものとします。

(解説)

市民は、日常生活において、環境に配慮した取り組みに努め、市が実施する施策に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、美しきまちづくりを推進するため、事業活動において環境の保全及び創出に努め、市が実施する施策に協力するものとします。

(解説)

事業者は、事業活動において環境の保全及び創出に努め、市が実施する施策に協力するものとします。

第2章 廃棄物の減量化等の推進

(環境基本計画)

第7条 市長は、健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定します。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

- (1) 環境への負荷の低減に関する取り組み
- (2) 廃棄物の減量化等に関する取り組み
- (3) 地球温暖化対策に関する取り組み
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美しきまちづくりの実現を目指す取り組み

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

健全で良好な環境の確保と環境美化を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会に関する基本的な計画として、環境基本計画を策定することを規定したものです。

第2項は、環境基本計画に掲げる内容を規定しています。

第3項は、基本計画を策定するに当たって、市民及び事業者の意見を求めることを規定しています。

(廃棄物の減量化及び適正処理)

第8条 市は、環境への負荷の少ない循環型社会を築くため、廃棄物の減量化及び適正処理に努めます。

2 市民及び事業者は、廃棄物の減量化や資源の有効利用について、積極的に取り組み、また、廃掃法及び美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第4号)を遵守し、廃棄物の減量化及び適正処理に努めます。

(解説)

市は、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量及び適正処理に努めることを規定したものです。

第2項は、市民及び事業者も廃棄物の減量及び資源のリサイクル等に取り組み、廃掃法及び美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に遵守することとします。

(廃棄物の自己処理の責務)

第9条 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければなりません。

(解説)

事業者は、循環型社会の構築に向け、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならないと規定しています。

(資源の循環的な利用等の促進)

第10条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めます。

(解説)

循環型社会の構築に向け、市民や事業者が行う 廃棄物の減量 資源のリサイクル等への取組を促進することを規定したものです。

第2項は、市も環境に配慮した公共施設の建設や維持管理を行うなど、環境への負荷低減に努めることを規定したものです。

(地球温暖化対策の推進)

第11条 市は地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、地球温暖化対策を推進するため、市民及び事業者の協力を求め、温暖化対策に関する知識の普及啓発に努めます。

(解説)

地球温暖化の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、市は、市民及び事業者が協働し、地球環境を保全するための施策に積極的に取り組み、温暖化対策に関する知識の普及啓発に努めます。

(人と自然との共生)

第12条 市は、人と自然との共生の基盤であるみどり豊かな環境を形成するため、森林、緑地の保全に努めます。

(解説)

市は、人と自然が共生できる美しきまちづくりを目指し、森林及び緑地の指導、啓発など必要な措置を講ずることとします。

(野生生物の保護)

第13条 市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護するため、その生息環境の保全その他必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

市は、野生生物を保護するため、生息環境の保全に努め、また、良好な自然環境を確保するため、指導、啓発など必要な措置を講ずるものとします。

(大気汚染対策の推進)

第14条 市は、大気環境の負荷の低減を図るため、大気環境の保全その他必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

市は、大気環境の負荷の低減を図るため、大気汚染対策について、指導・啓発など必要な措置を講ずるものとします。

(水質汚濁対策の推進)

第15条 市は、豊かな水資源・水環境を保全するため、河川等の水質の保全その他必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

市は、水資源・水環境を保全するため、水質汚濁対策について、指導・啓発など必要な措置を講ずるものとします。

(土壌汚染対策の推進)

第16条 市は良好な土壌環境を保全するため、土壌の保全その他必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

市は、土壌環境を保全するため、土壌汚染対策について、指導・啓発など必要な措置を講ずるものとする。

第3章 美しきまちづくりの推進

(環境美化の推進)

第17条 市は、環境美化を推進するため、ポイ捨ての禁止、ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めます。

(解説)

市は、環境美化を推進するため、ポイ捨ての禁止、ごみの減量化及びリサイクルを推進することを規定しています。

(美しきまちづくり)

第18条 市、市民及び事業者は、協働により環境の保全及び創出に取り組み、環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、美しきまちづくりの推進に努めます。

(解説)

市、市民及び事業者は、協働により環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、美しきまちづくりの推進に努めるものとします。

(ポイ捨ての禁止)

第19条 何人も、健全で良好な環境の確保と環境美化を推進するため、公共施設等若しくは他人が所有し、管理する場所にごみのポイ捨てをしてはなりません。

(解説)

市民及び事業者は、美しきまちづくりの実現に向け、公共施設等若しくは他人が所有し、管理する場所にごみを捨ててはならないと規定しています。

(落書きの禁止)

第20条 何人も、公共施設等に落書きをしてはなりません。

(解説)

市民及び事業者は、美しきまちづくりの実現に向け、公共施設等に落書きをしてはならないと規定しています。

(空き地等管理者の責務)

第21条 空き地等管理者は、不法投棄の誘発、病害虫の発生などを招かないよう、当該、空き地等を適切に管理しなければなりません。

(解説)

空き地、空き家の管理者は、美しきまちづくりの実現に向け、不法投棄の誘発、病害虫の発生などを招かないよう、適切に管理するものと規定しています。

(自動車等の放置行為の禁止)

第22条 何人も、自動車等を公共施設等に放置してはなりません。

(解説)

市民及び事業者は、美しきまちづくりの実現に向け、公共施設等に自動車等を放置してはならないと規定したものです。

(ごみ集積場所の清潔の保持等)

第23条 ごみ集積場所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積場所を清潔に保つよう努めるとともに、廃棄物が飛散しないよう良好に管理しなければなりません。

2 市民及び事業者は、廃掃法第6条の2の規定により市が収集する一般廃棄物以外の廃棄物をごみ集積場所に排出してはなりません。

(解説)

ごみ集積場所の利用者は、美しきまちづくりの実現に向け、ごみ集積場所を適切に管理するものと規定しています。

第2項は、ごみ集積場所に一般廃棄物以外の廃棄物を排出してはならないものと規定しています。

(野焼き行為等の禁止)

第24条 何人も、廃掃法第16条の2で定める焼却を除き、野外で廃棄物を焼却してはなりません。

2 廃棄物の種類にかかわらず、法令で定められた構造の基準を満たしていない焼却炉、一般家庭の簡易なごみ焼却炉等で廃棄物を焼却してはなりません。

(解説)

市民及び事業者は、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤ - 等の焼却を除き、野外で焼却してはならないと規定しています。

第2項は、廃棄物処理基準を遵守していない焼却炉につきましては、野外で焼却してはならないと規定しています。

(飼養者の責務)

第25条 犬、猫その他愛がん動物(以下「愛がん動物」という。)の飼養者は、不用となった愛がん動物または愛がん動物が死亡したときは、飼養者の責任において適切に処理しなければなりません。

2 愛がん動物の飼養者は、愛がん動物が他人に危害を与え、または迷惑を及ぼすことのないよう適切に飼養しなければなりません。

(解説)

愛がん動物の飼養者責務について、規定したものです。

第2項は、飼養者は、愛がん動物を適切に飼養しなければないと規定しています。

(愛がん動物のふんの放置禁止)

第26条 愛がん動物の飼養者は、屋外において動物を移動し、または運動させるときは、ふんの回収用具を携行し、排泄物を適切に処理しなければなりません。

(解説)

愛がん動物の飼養者は、美しきまちづくりの実現に向け、排泄物を適切に処理することと規定しています。

第4章 施策の推進

(市民活動への支援)

第27条 市は、市民及び事業者が協働による自主的な美しきまちづくりの推進に当たって、市民活動への支援に努めます。

(解説)

市は、市民及び事業者による美しきまちづくりの実現に向け、活動が促進されるよう公共施設等の提供、備品の貸与などを支援することに努めることとします。

(市民参加)

第28条 市は、美しきまちづくりの施策に関する推進に当たっては、市民及び事業者の参加の機会の確保に努めます。

(解説)

市は、美しきまちづくりの実現に向け、市民及び事業者の参加の確保に努めます。

(情報提供)

第29条 市は、美しきまちづくりの推進に関する情報を収集し、これを適切に市民及び事業者提供するよう努めます。

(解説)

市は、美しきまちづくりの実現に向け、環境に関する情報を市民及び事業者提供する必要があることを規定しています。

(環境教育等の推進)

第30条 市は、市民及び事業者が、環境問題に関心を高め、理解を深めるとともに環境に配慮した活動を促進するため、環境教育、環境学習を推進します。

(解説)

市は、美しきまちづくりの実現に向け、市民及び事業者らに環境教育、環境学習を推進することを規定したものです。

第5章 補則

(苦情処理)

第31条 市は、良好な環境の侵害に関する苦情について、円滑な処理を行うため、必要な措置を講じるよう努めます。

(解説)

市は、健全で良好な環境の侵害に関する苦情について、必要な措置を講ずるものと規定しています。

(勧告及び措置命令)

第32条 市長は、第9条から第17条までの規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくして勧告に従わない場合は、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができます。

(解説)

市は、第9条から第17条までの規定に違反している者に対し、勧告し、勧告に従わない場合は、命令をするものと規定しています。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

付則

この条例は、公布の日から施行します。